

一般競争入札説明書

沖縄県が発注する物品等の調達契約に係る一般競争入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

1 公告日 令和6年10月16日（水曜日）

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 生物顕微鏡 一式

(2) 納入期限 令和7年2月28日

(3) 納入場所 沖縄県工業技術センター

〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎12番2 電話番号098-929-0111

3 入札参加申込及び期間

入札に参加予定の者は、一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）を申込期間内に次の場所に提出すること。（郵送の場合は、書留郵便による。ただし、不備等がある場合、申込期間内に補正しなければならない。）

入札参加資格の有無については、申請書確認の上申請人に通知することとする。

(1) 申込場所 沖縄県工業技術センター 企画管理班

〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎12番2 電話番号098-929-0111

(2) 申込期間 令和6年10月16日（水曜日）から令和6年10月28日（月曜日）まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

受付時間 午前8時30分から午後5時まで

※郵送の場合、期間内に必着のこと。

4 入札日時及び場所

(1) 入札年月日 令和6年11月7日（木曜日）午前10時30分

(2) 入札場所 沖縄県工業技術交流センター2階研修室

(3) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出期限及び提出方法 令和6年11月6日（水曜日）午後5時までに必着。簡易書留郵便により3の(1)に掲げる場所に提出すること。

(4) 入札書等の郵送は、次の方法により二重封筒とすること。

ア 内封筒には入札書を入れ、封かんのうえ、開札日、購入物品名、氏名（法人の場合はその名称）など必要事項を記載すること。なお、代理人が入札書を記載し押印する場合は、委任状も同封すること。

イ 外封筒には、入札書を入れた内封筒{13の(2)の再度入札分も含む}、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを入れ、封かんのうえ、提出すること。

5 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札参加者資格 次の要件を全て満たす者

ア 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。

イ 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。

(2) 入札者に求められる事項 上記要件を満たすことを証明する書類を審査に必要な書類として、3の(2)の申込期間内に3の(1)に掲げる場所に提出すること。

(3) その他の入札参加条件

ア 仕様書に記載する物品を納入できること{仕様比較表（第8号様式）を一般競争入札参加資格確認申請書と一緒に提出すること}。

イ 購入物品の検査及び修理を行う設備を日本国内に有する者であること。

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委託を受けた者がした入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札保証金の額

- (1) 入札保証金の額は、入札に参加しようとする者が見積る契約金額（消費税込み）の100分の5以上とする。
- (2) 入札保証金は、一括して納付することとし、その額は、再度入札の場合も想定して不足とならないようにすること。

8 入札保証金の納付方法

沖縄県の発行する納付書により現金を金融機関で納付し、領収書の写しを入札書と同時に提出することとする。納付書の発行を希望する者は、3の(2)の申込期間内に沖縄県工業技術センターに入札保証金納付書発行依頼書（第3号様式）を提出すること。

9 入札保証金の免除

入札保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の免除を受けることができる。免除を受ける者は、3の(2)の申込期間内に下記の内容を証明する書類を沖縄県工業技術センターに提出すること。

なお、入札保証金の免除を受けた落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、落札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札保証金の還付

入札保証金は、原則として落札決定後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。

11 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

12 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじ

を引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 落札者がいない場合の措置

- (1) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者が全員立ち会っている場合にあつては、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は、2回までとする。
- (2) 郵送により入札書を提出する場合は、再度入札分の入札書（2回分：入札書を入れた内封筒に「再」「再々」と記載すること）も同時に提出しておくこと。これがない場合、再度入札は辞退として取り扱う。
郵送による再度入札分の入札書がある場合にあつては、立ち会っている入札参加者および郵送による再度入札分の入札書により再度の入札を直ちにその場で行う。
- (3) 2回再度入札に付しても落札者がいない場合は、最低価格を入札した者と随意契約の方法により契約を締結することができる。（地方自治法施行令第167条の2第1項8号）

14 契約の成立要件

この入札に係る契約については、落札後に契約を締結するものとする。

15 入札説明書の内容についての質問受付及び回答

- (1) 質問は、文書（第5号様式）により行うものとし、メールによる方法のみで受け付ける。
なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及びメールアドレスを併記するものとする。
ア メールを送付先：kousi@pref.okinawa.lg.jp
イ 質問の受付期間：令和6年10月16日（水曜日）から令和6年10月28日（月曜日）正午まで
- (2) 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。
ア 閲覧場所：沖縄県工業技術センターのホームページ
イ 回答日：受付終了日から3営業日以内を目安に回答
ウ 閲覧期間：回答日から令和6年11月6日（水曜日）まで